目白大学・目白大学短期大学部における 研究費による物品購入等契約に係る取引停止等の取扱い規程

(目 的)

第1条 この規程は、目白大学・目白大学短期大学部(以下「本学」という。)における研究 費の取扱いに関する規程第6条第2項の規定により、研究費による物品の購入及び製造、役務 その他の契約(以下「購入等契約」という。)の取扱いに関して、必要な事項を定めるもので ある。

(定義)

第2条 本規程において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争 契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止)

- 第3条 学長は、業者が別表の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件のいずれ かに該当するときは、情状に応じて別表各号及びこの規程に定めるところにより期間を定 めた上で、当該業者についての取引停止を上申し、理事長が決定するものとする。
- 2 取引停止の対象とする事案は、次のいずれかに該当する事案とする。
 - (1) 本学が発注する契約に係る業者が、別表各号の措置要件に該当することとなる場合
 - (2) 前号のほか、学長が特に必要と認める場合
- 3 別表各号の措置要件に該当する事案で、当該措置要件ごとに規定する期間の長期を経過した後に知り得たときは、取引停止措置は講じないものとする。

(取引停止の通知)

第4条 学長は、前条の規定により取引停止を行うことが決定したときは、直ちに取引停止とする業者に対し、事実関係の概要、措置の相手方、措置の内容及びその理由その他必要事項を通知するものとする。ただし、取引停止とする業者の製品を供給する者が多数ある場合には、本学の公式ウェッブサイトにより、当該通知に代えることができるものとする。

(取引停止期間の特例)

第5条 業者が一の事案により別表各号の二以上の措置要件に該当したときは、当該措置要件 ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止の期間の短期 及び長期とする。

- 2 業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における取引停止の期間の短期 は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の取引停止の期間が1ヶ月に満たないとき は1.5倍)の期間とする。
 - (1) 別表各号の措置要件に係る取引停止の期間の満了後一年を経過するまでの間(取引停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - (2) 別表第2第1号から第6号までの措置要件に係る取引停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第6号までの措置要件に該当することとなったとき。(前号に掲げる場合を除く。)
- 3 学長は、業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規 定による取引停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当 該短期の2分の1の期間まで短縮することを理事長に上申できるものとする。
- 4 学長は、業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える取引停止の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該長期の二倍(当該長期の2倍が24ヶ月を超える場合は24ヶ月)まで延長することを理事長に上申できるものとする。
- 5 学長は、取引停止の期間中の業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で取引停止の期間を変更することを理事長に上申できるものとする。
- 6 学長は、取引停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該業者について取引停止を解除することを理事長に上申できるものとする。
- 7 学長は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別な事情があると認められる場合には、当該事案に限り取引の相手方とすることを理事長に上申できるものとする。

(指名等の取消し)

第6条 学長は、取引停止された業者について、現に競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合には、当該指名等を取り消すことを理事長に上申できるものとする。

(取引停止期間中の下請等の禁止)

第7条 理事長は、取引停止の期間中の業者が本学の契約に係る全部若しくは一部を下請けすることを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合には、この限りではない。

(取引停止に至らない事由に関する措置)

第8条 学長は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事長の裁定による。

附則

- 1 この要項は、平成19年12月1日から施行する。
 - この規程は、平成25年4月1日から施行する。
 - この規程は、平成26年4月1日から施行する。
 - この規程は、平成27年6月1日から施行する。
 - この規程は、平成27年10月1日から施行する。
 - この規程は、2021年4月1日から施行する。
 - この規程は、2022年4月1日から施行する。

贈賄等不正行為に基づく措置基準

措置要件	取引停止期間
(贈 賄) 1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が、本学の役員又は教職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員 (代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。 以下「代表役員等」という。)	4ヶ月以上12ヶ月以内
ロ 業者の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営 業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で、 イに掲げる者以外の者(以下「一般役員等」という。)	3ヶ月以上9ヶ月以内
ハ 業者の使用人で口に掲げる者以外の者(以下「使用人」という。)	2ヶ月以上6ヶ月以内
2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が、他の公共機関の職員に対して 行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を 提起され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	3ヶ月以上9ヶ月以内
口 一般役員等	2ヶ月以上6ヶ月以内 1ヶ月以上3ヶ月以内
ハ 使用人 (独占禁止法違反行為)	197120971201
3 次のイ又はロに掲げる契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手	当該認定をした日から
方として不適当であると認められるとき。	3ヶ月以上9ヶ月以内
イ 本学発注の契約 ロ 他の公共機関発注の契約	2ヶ月以上9ヶ月以内
4 本学又は文部科学省関係機関の契約に関し、次のイ又はロに掲 げる場合に該当することとなったとき。	 刑事告発、逮捕又は公訴を知った 日から
イ 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事 告発を受けたとき。(代表役員等又は一般役員等若しくは 使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。)	6ヶ月以上24ヶ月以内
口 代表役員等又は一般役員等若しくは使用人が競売入札妨害 又は談合の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで 公訴を提起されたとき。	6ヶ月以上24ヶ月以内

(競売入札妨害又は談合) 5 本学発注の契約に関し、次のイ又はロに掲げる者が、競売入札妨 害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提	逮捕又は公訴をした日から
起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等又は使用人	4ヶ月以上12ヶ月以内 3ヶ月以上12ヶ月以内
6 他の公共機関の契約に関し、次のイ又は口に掲げる者が、競売入 札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴 を提起されたとき。	逮捕又は公訴をした日から
イ 代表役員等 ロ 一般役員等又は使用人	3ヶ月以上12ヶ月以内 2ヶ月以上12ヶ月以内
(不正又は不誠実な行為) 7 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月 以上9ヶ月以内
(その他) 8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月 以上9ヶ月以内